

主要国における給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2022年1月現在)
(単位：万円)

給与収入	区分	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
500万円	単身	37.4	61.7	61.3	74.8	78.4
	夫婦のみ	30.2	34.1	57.4	28.7	47.7
	夫婦子1人	24.5	9.3	57.4	28.7	47.7
	夫婦子2人	15.8	8.7	57.4	28.7	47.7
700万円	単身	68.2	105.2	101.3	137.3	144.9
	夫婦のみ	57.3	69.3	97.4	76.0	91.0
	夫婦子1人	50.1	42.1	97.4	76.0	80.4
	夫婦子2人	39.2	35.7	97.4	76.0	69.7
1,000万円	単身	144.9	189.1	206.5	252.5	241.8
	夫婦のみ	133.8	123.3	206.5	156.8	162.8
	夫婦子1人	118.2	96.0	206.5	156.8	142.1
	夫婦子2人	100.9	89.6	206.5	156.8	134.1
3,000万円	単身	1,058.2	879.6	1,118.4	1,145.4	1,132.7
	夫婦のみ	1,058.2	674.9	1,118.4	1,011.8	931.4
	夫婦子1人	1,031.8	650.2	1,118.4	997.6	910.6
	夫婦子2人	1,001.6	643.8	1,118.4	983.4	889.9
4,000万円	単身	1,566.6	1,298.1	1,568.4	1,596.7	1,647.3
	夫婦のみ	1,566.6	978.9	1,568.4	1,454.8	1,408.9
	夫婦子1人	1,540.2	954.1	1,568.4	1,440.7	1,388.0
	夫婦子2人	1,510.0	947.7	1,568.4	1,426.5	1,367.3
5,000万円	単身	2,107.9	1,716.6	2,018.4	2,071.5	2,161.9
	夫婦のみ	2,107.9	1,353.6	2,018.4	1,897.9	1,892.9
	夫婦子1人	2,078.7	1,351.1	2,018.4	1,883.8	1,872.1
	夫婦子2人	2,045.3	1,344.6	2,018.4	1,869.6	1,851.4

(注1) 個人所得課税には、所得税（日本については復興特別所得税を含む。）及び個人住民税等（ドイツについては連帯付加税を含む。フランスについては社会保障関連諸税を含む。）が含まれる。

(注2) 比較のためのモデルケースとして夫婦子1人の場合は子が就学中の16歳、夫婦子2人の場合は第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注3) 日本の個人住民税は所得割のみである。米国の個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。

(注4) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。そのため、英国の勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。